

蚊口海浜公園キャンプ場指定管理者募集要項

蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、施設の管理運営等に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

名称	蚊口海浜公園キャンプ場
所在地	高鍋町大字蚊口浦字蚊口
施設の目的・役割等	高鍋町蚊口海浜公園キャンプ場は、「豊かな自然環境を活かした観光振興」と「利用者の心身の健康増進」が目的。 日向灘に面した絶好のロケーションをレジャー拠点として提供することで、町外からの交流人口を増やして地域経済を活性化させるとともに、町民が気軽に自然と触れ合い、休息やレクリエーションを楽しめる憩いの場を創出することを目的とする。
施設の概要	別紙公園台帳写しのとおり
施設利用者数 (令和7年度実績)	1,155人(令和7年4月から令和8年3月まで)
特記事項	維持管理のための草刈り機等の備品については、町が貸与する。 ただし、草刈り機の替刃等の消耗品については、指定管理者が購入すること。

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定書により定める。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 蚊口海浜公園キャンプ場の施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
 - (2) 蚊口海浜公園キャンプ場の施設の使用許可に関する業務
 - (3) 交流人口及び関係人口の増加促進に関する業務
 - (4) 地域活動及び地域交流の促進に関する業務
- ※ 業務の細目は、「蚊口海浜公園キャンプ場指定管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※ 管理業務を継続して行うことが適当でないと認める場合は、期間の途中で指定を取り消すことがある。

5 利用料金及び管理運営費

(1) 利用料金

- ① 施設の使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とし、指定管理者の施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。
- ② 利用料金の額は、「高鍋町公園条例（昭和54年高鍋町条例第1号）」に基づき、次に掲げる金額を上限として指定管理者が町長の承認を受けて決定するものとする。

	区分	利用料金の上限額
キャンプ利用	衛生管理料	100円（1人 1回）
	テント持込み料	200円（1張 日帰り）
		500円（1張 1泊）
	車両乗り入れ料	500円（1台 日帰り）
		1,000円（1台 1泊）

(2) 管理運営費

- ① 施設の管理運営経費に充てるため、町は、指定管理者に委託料を支払う。
- ② 委託料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金による収入額を差し引いた額とし、公募の際に申請者から提案のあった額を基本に、町と指定管理者が締結する協定書において定める。
- ③ 指定期間中の各年度の委託料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、協議して定めるものとする。
- ④ 委託料の額は、災害等特別な事情が発生した場合を除き、増額しない。
- ⑤ 毎年度末において、利用料金及び委託料の合計額が、指定管理者が実際に支出した施設の管理運営経費の合計額を上回った場合、その差額は当該指定管理者の収入とする。

6 町と指定管理者との責任の分担

町と指定管理者との責任は、原則として、リスク分担表（別表第1）に従いそれぞれ負うものとする。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 緊急時の対応のため、町内に営業所、事業所等を有する者であること。
- (3) 高鍋町から指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱（平成31年高鍋町訓令第15号）第16条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 税金の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- (7) 高鍋町指定管理候補者選定委員会の委員（委員以外の会議の出席者を含む。）が経営又は運営に直接関与していない者であること。
- (8) 労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと（受けている者であって必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合は除く。）。

8 提出書類

- (1) 高鍋町公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - (2) 蚊口海浜公園キャンプ場指定管理者事業計画書（参考様式1）
 - (3) 蚊口海浜公園キャンプ場収支計画書（参考様式2）
 - (4) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - (5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (6) 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他申請者の財務状況を明らかにする書類
 - (7) 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における事業報告書その他申請者の業務の内容を明らかにする書類
 - (8) 納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税について滞納がないことの証明書）
- ※ その他、町が必要と認める書類を追加して求める場合がある。

9 基準価格

蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営に係る経費については、次の金額以内とする。

申請者は、当該金額以内で申請の際の事業計画、収支予算を策定すること。

基準額：4,500,000円（年額）

10 質問の受付

募集要項の内容等について質問がある場合は、次に掲げる期間及び方法により受け付け、町は速やかに回答する。なお、質問があった時点で、複数の申請者又は申請しようとする者がいた場合は、当該質問事項等及び回答の内容を全員に提供する。

(1) 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月11日（金）まで

(2) 問合せ方法

質問票（任意様式）を作成の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出

提出先：kensetsukanri@town.takanabe.lg.jp

※ 電子メールのタイトルは「【事業者名】蚊口海浜公園キャンプ場指定管理者募集に係る質問事項」とすること。

(3) 回答方法

郵送、FAX又は電子メールにて回答

11 申請書の提出先、提出期間等、提出方法及び提出部数

(1) 提出先

高鍋町課 建設管理課

（所在地：〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地）

(2) 提出期間及び時間

① 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 提出時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出先へ直接持参又は郵送とする（郵送の場合は締切日必着とする。）。
電子メール、FAXでの提出は受け付けない。

- (4) 提出部数
2部（正本1部及び副本1部）

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
(2) 提出された書類は、審査等を目的として必要に応じて複写することがある。
(3) 提出された書類の一部又は全部の開示請求があった場合は、高鍋町情報公開条例（平成14年高鍋町条例第10号）に基づき町が開示・不開示の決定をする。

13 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。

14 選定方法

選定は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 形式的審査（提出書類の確認）
提出書類が全て揃っているか及び各書類の記載内容が適正であるか確認を行う。なお、書類の不足、記載事項の誤り等があった場合は、不足している書類の提出、誤りのある記載事項の補正等を求めることがある。
- (2) 実質的審査（審査委員会による審査）
高鍋町指定管理候補者選定委員会設置要綱（平成18年高鍋町訓令第7号）の規定に基づき設置される高鍋町指定管理候補者選定委員会が、申請者が高鍋町蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営を行うことの適格性を、主に「15 選定基準」に示す基準により審査し、指定管理者の候補者として選定又は非選定の決定をする。

15 選定基準

指定管理候補者の選定基準は、おおむね次のとおりとする。

選定基準	審査の項目
1 利用者の平等な利用が確保されるときともに、サービスの向上が図られるものであること。	(1) 施設の設置目的及び町が示した管理の方針
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果
	(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
	(2) 安定的な運営が可能となる組織体制
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤
	(4) 類似施設の運営実績

16 選定の取消し

町長は、指定管理者の候補者として選定を受けた法人その他の団体が、次のいずれかに該当したときは、当該選定を取り消すことができる。

- (1) 当該法人その他の団体に属する者が高鍋町指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触したとき。
- (2) 提出した書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) その他当該選定の取消しに相当すると町長が認めた行為等があったとき。

17 指定管理者の指定、協定の締結及び委託料

- (1) 指定管理者の指定は、令和8年第4回高鍋町議会定例会（12月議会）において、指定管理者の指定に係る議案が可決された後、町長が行う。
- (2) 指定管理者の指定に当たっては、町と指定管理者との間で蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営に関する協定を締結する。
- (3) 協定書に基づき町が指定管理者に支払う委託料は、令和9年度予算の範囲内となることから、申請時において提案のあった額を下回る可能性がある。

18 問合せ先

高鍋町 建設管理課 管理係

所在地 〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地

電話 0983 (26) 2014

ファックス 0983 (23) 6303

メールアドレス kensetsukanri@town.takanabe.lg.jp